

長野県青少年インターネット適正利用推進協議会設置要綱

制 定：平成 27 年 10 月 29 日

最終改正：平成 29 年 7 月 27 日

(名称)

第 1 本会は「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 協議会は、長野県におけるインターネット適正利用に係る関係者が連携し、関係者間の情報共有及び青少年、保護者、教員等を対象とした情報リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することにより、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境整備の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 協議会は、別表 1 に掲げる者・機関及び団体をもって組織し、委員は別表 2 の者をもって充てる。

- 2 委員は、長野県将来世代応援県民会議会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は委嘱を受けた当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は委員の互選による。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 会議は会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員以外に会長が必要と認める者の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(協議内容)

第 5 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 青少年の情報モラルの実態把握及びその情報共有に関する事
- (2) 関係機関・団体等の相互連携・協働に関する事
- (3) 青少年、保護者、教員等を対象とした情報リテラシー向上のための普及活動に関する事
- (4) その他、協議会において必要と認める事項に関する事

(事務局)

第 6 協議会の事務局は、長野県将来世代応援県民会議事務局(長野県県民文化部次世代サポート課)におく。

(補則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(別表 1)

教育関係者、電気通信事業者、自主規制団体、情報リテラシー向上のための関係団体、医療関係者、子育て支援団体、学識経験者、総務省信越総合通信局、法務省長野地方法務局、長野県、長野県教育委員会、長野県警察本部、長野県将来世代応援県民会議

(別表2) 平成29年度 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会委員名簿

	団体名	役職	委員
1	長野県PTA連合会	会長	大島 修
2	長野県高等学校PTA連合会	会長	常田 新司
3	長野県小学校長会	会長	前田 好文
4	長野県中学校長会	会長	武田 育夫
5	長野県高等学校長会	長野県長野高等学校長	原 良通
6	私立中学高等学校協会	会長	百瀬 康雄
7	(一社)全国携帯電話販売代理店協会	事務局次長	三枝 研一
8	株式会社ドコモCS長野支店	長野支店長	野沢 雅彦
9	KDDI株式会社 中部総支社	中部総支社 管理部長	江口 研一
10	ソフトバンク株式会社	担当課長	白戸 和美
11	長野県インターネットパトロール防犯連絡協議会	会長	母袋 卓郎
12	(一社)長野県情報サービス振興協会	副会長兼地域情報化委員長	原田 英寿
13	(一社)長野県子ども会育成連合会	会長	宮澤 淳治
14	長野県臨床心理士会		戸谷 佳子
15	(一社)セーフティネット総合研究所	専務理事	南澤 信之
16	信州大学 総合情報センター	副センター長 准教授	鈴木 彦文
17	諏訪東京理科大学	コンピュータメディア工学科 准教授	杉田 誠
18	総務省信越総合通信局	電気通信事業課長	中島 淳
19	長野地方法務局 人権擁護課	人権擁護課長	山川 都資
20	長野県教育委員会 心の支援課	課長	小松 容
21	長野県警察本部生活安全部生活環境課	サイバー犯罪対策室長	永原 一
22	長野県警察本部生活安全部少年課	少年課長	原 安志
23	長野県県民文化部	こども・若者担当部長	轟 寛逸
24	長野県将来世代応援県民会議	副会長	中條 智子